

任意の脱退を許さない旨の組合契約の有効性 — 三好弘悦

一 はじめに

ヨットクラブの組合から脱退せんとしたメンバー（組合員）が、クラブ（組合）の組合員は、たとえやむを得ない事由があっても、任意の脱退を許さない旨の組合契約の約定の有効性を争った裁判（立替金返還請求事件）で、最高裁（平成七年（オ）第一七四七号一部破棄差戻同一一年二月二三日第三小法廷判決一部却下民集五三卷二号一九三頁）がその約定は無効と判断したところから、メンバーの脱退が認められた事件を紹介する。

二 事実関係のあらまし等

(1) 本件について、原審（大阪高裁判七・四・一四判決）が認定した事実関係は、次のとおりである。

① 上告人（以下「Xという」）らと被告

告人（以下「Yという」）らは、平成二年一月初ころ、一口一〇〇万円の出資をして共同でヨットを購入し、出資者が会員となり、ヨットを利用して航海を楽しむことなどを目的とするヨットクラブ（以下「本件クラブ」という）を結成する旨の組合契約（以下「本件契約」という）を結成した。なお、本件契約には、本件クラブの存続期間についての定めがない。

② XらとYらは、本件契約に基づいて

合計一四口の出資をし（Xらの出資口数は各二口である）平成三年一月三日、ヨット一隻（以下「本件ヨット」という）を一四〇〇万円で購入した。

③ 本件契約の内容となる本件クラブの

規約には、会員の権利の譲渡及び退会に関して、「オーナー会議で承認された相手方に対して譲渡することができ。譲渡した月の月末をもって退会とする。（これは、不良なオーナーを防ぐためである）」との規定（以下「本件規定」という）がある。

④ 本件規定が設けられたのは、本件クラブが、資産として本件ヨットを有するだけで、資金的・財政的余裕がなく、出資金の払い戻しをする財源を有しないこと、本件クラブでは、会員の数が少ないと月会費や作業の負担が増えるので、会員の数を減らさないようにする必要があることによるものである。

(2) このような事実関係のもとで、Xらは、

本件において、Yらに対し、本件ヨットの

係留権取得費用及び棧橋工事費の各立替金並びにこれらに対する遅延損害金のほか、平成三年八月にYらに対して本件クラブから脱退する旨の意思表示をしたとして、当時の本件ヨットの時価額を各Xの出資割合に応じて案分した額の組合持分の払戻金及びこれに対する遅延損害金をそれぞれ請求した。そして、Xらは、右意思表示をしたことにはやむを得ない事由があり、本件規定が会員の権利を譲渡する以外の方法による本件クラブからの任意の脱退を認めない趣旨であるとすれば、本件規定は公序良俗に反すると主張し、Yらに対し訴えを提起し、係争になったものである。

三 原審（大阪高裁）判決のあらまし

上記の事実関係のもとにおいて、原審は、次のとおり判示して、Xらの組合持分払戻金及びこれに対する遅延損害金の支払請求を棄却すべきものと判断した。

① 本件規定は、本件クラブからの任意脱退は、会員の権利を譲渡する方法によつてのみすることができ、それ以外の方法によることは許されない旨を定

めたものである。

② 本件規定が設けられたことには、二(1)④のとおり合理的な理由があるうえ、本件クラブの会員は、やむを得ない事由があるときは、本件クラブの解散請求をすることもできる。したがって、本件規定は、公序良俗の反するとはいえず、有効であり、XらがYらに対して脱退の意思表示をしてもその効力を生じないから、その余の点について判断するまでもなく、Xらの持分払い戻し請求は理由がない。

四 本最判のあらまし

しかしながら、本最判は、この原審の判断は是認することができないとした。その理由は、次のとおりである。

① 民法六七八条は、組合員は、やむを得ない事由がある場合には、組合の存続期間の定めの有無にかかわらず、常に組合から任意に脱退することができ旨を規定しているものと解されるところ、同条のうち右の旨を規定する部

分は、強行法規であり、これに反する組合契約における約定は効力を有しないものと解するのが相当である。けだし、やむを得ない事由があつても任意の脱退を許さない旨の組合契約は、組合員の自由を著しく制限するものであり、公の秩序に反するものというべきだからである。

② 本件規定は、これを三①のとおり趣旨に解釈するとすれば、やむを得ない事由があつても任意の脱退を許さないものとしていことになるから、その限度において、民法六七八条に違反し、効力を有しないものというべきである。このことは、本件規定が設けられたことについて二(1)④のとおり理由があり、本件クラブの会員は、会員の権利を譲渡し、または解散請求をすることができるといふ事情があつても、異なるものではない。

五 検討

(1) 本最判は、以上お読みいただいてご案内のとおり、ヨットクラブの会員がクラブか

ら脱退できるか否かをめぐる事件である。このことからすると、不動産取引とは無縁な問題ではないかと思われるかもしれない。しかし、思うに、本件の本質は、ヨットクラブにあるわけではない。ヨットクラブのために結成された「組合契約」にある。その組合からの組合員の脱退の可否の問題である。

そうすると、私も不動産の業界にも後述でご紹介するようにいくつかの組合の例がある。そこから抜きたいというときには、本判決が最高裁の判断でもあるが故にご参考になるはずと考へご紹介した。

(2) ところで、組合員が組合から本人の意思に基づき脱退する「任意脱退」については、本最判にも登場しているように民法六七八条に規定がある。

そこで、まず、その条文をみてみよう。

民法六七八条【任意脱退】①組合契約を以て組合の存続期間を定めざるとき又は或組合員の終身組合の存続すべきことを定めたときは各組合員は何時にても脱退を為すことを得。但已むことを得ざる事由ある場合を除く外組合の爲め不利なる時期

に於いて之を為すことを得ず。
②組合の存続期間を定めたる時と雖も各組合員は已むことを得ざる事由あるときは脱退を為すことを得。

ところで、上記条文の規定の規定するところを図解すると次のようになる。

組合員の組合からの任意の脱退の可否（民法六七八条）

組合の存続期間		原則	例外	例外の例外
組合員の終身	定めあり	脱退不可	やむをえないとき	
いつでも可	いつでも可	組合に不利なとき	やむをえないとき	可
時期不可	組合に不利なとき	やむをえないとき	可	
いつでも可	組合に不利なとき	やむをえないとき	可	

(3) ところで、本件は、存続期間が定められていなかった組合（クラブ）の例である。

そこで、本件では組合にとって不利な時期には組合員は任意に脱退しえない。しかし、右図でもお分かりのようにその「例外の例外」として、各組合員に「やむことを得ない事由があるとき」は、脱退しうる。

しかれば、「やむを得ない事由」とはどのような事由なのであろうか。古い判例だが、それによると、組合の決議の結果、ある組

合員の利益が著しく害されて、共同の事業をするに耐えなくなったときは脱退しうる」と判示する（大判昭一八・七・二〇民集二二・六八一）。

この判決からすると、組合員が「やむを得ない事由」があるからとして組合から脱退するには、組合員の主観的事由をもとに判断されることになる。

(4) ならば、この民法の任意脱退可能規定（民法六七八条一項）を、本判決が、「本件規定」といつている特約をもって排除しうるのか。

このことにつき本最判は、民法の左記規定は任意法規ではなく強行法規であるから特約をもって排除しえないとする。そして、そのような特約は規定されても「公の秩序」に反するもので民法九〇条により無効だと判示する。

要するに、本最判は、組合員の組合からの任意脱退の余地を広く認めようとする立場をとっているのである。

(5) さて、不動産業界なりその関連産業のうちで組合であるとされているものにはどんなものがあるか。

それは、まず「ジョイント・ベンチャー」と呼ばれている（建設）共同企業体であら

う。たとえば、大規模工事を二名以上の建設業者が共同して請け負い共同分担して工事を行なう場合は、一般に、一時的な共同事業を行なうため組合(民法六六七条以下)であるとみられている。この例は、建設業との関連が強いのでその方の検討にゆだねよう。

宅建業に関するものとしては、「コーポラティブ」と称されている組合方式による住宅建設がある。このことについても詳論は避けるが、本来の組合契約であるとすれば、宅建業法の規制外となる(同法二条二号参照)。たとえ本来の組合であろうと、また巷間よくみられる宅建業法の脱法行為であるエセ(似非)コーポラティブについても、それらからの脱退については、本最判は参考に供しうるはずである。これらに参加した消費者などにとっては、本最判はいわば「後戻りのための黄金の橋」となりうるであらう。

その他、たまにみかける植林事業等を利殖目的で共同経営する旨をうたった組合からの脱退についても同様であらう。

(調査研究部研究課長)

